

別表第3（第4条関係）

		健康情報等の種類	取り扱う者及びその権限				根拠規定
			担当ア	担当イ	担当ウ	担当エ	
健康診断等	1	作業環境測定の結果の評価に基づいて、職員の健康を保持するため必要があると認めたときに実施した健康診断の結果	△	◎	△	△	労働安全衛生法 第65条の2第1項
	1-1	上記の健康診断の受診・未受診の情報	○	◎	△	△	
	2	市が実施した健康診断の結果及び職員から提出された健康診断の結果	△	◎	△	△	労働安全衛生法 第66条第1項から第5項及び第66条の2
	2-1	上記の健康診断を実施する際に、追加して行う健康診断による健康診断の結果	△	◎	△	△	
	2-2	上記の健康診断の受診・未受診の情報	○	◎	△	△	
	3	医師又は歯科医師から聴取した意見及び市が講じた健康診断実施後の措置の内容	○	◎	△	△	労働安全衛生法 第66条の4、 第66条の5第1項
	4	市が実施した保健指導の内容	△	◎	△	△	労働安全衛生法 第66条の7
	4-1	上記の保健指導の実施の有無	○	◎	△	△	
長時間労働者に対する医師面接	5	市が実施した面接指導の結果及び職員から提出された面接指導の結果	△	◎	△	△	労働安全衛生法 第66条の8第1項 (第66条の8の2第1項、 第66条の8の4第1項)、 第2項
	5-1	上記の職員からの面接指導の申出の有無	○	◎	△	△	
	6	市が医師から聴取した意見及び市が講じた面接指導実施後の措置の内容	○	◎	△	△	労働安全衛生法 第66条の8第4項 (第66条の8の2第2項、 第66条の8の4第2項)、 第5項
7	市が実施した面接指導又は面接指導に準ずる措置の結果	○	◎	△	△	労働安全衛生法 第66条の9	
ストレスチェック	8	ストレスチェックの結果	△	◎	△	△	労働安全衛生法 第66条の10第1項
	9	市が実施した面接指導の結果	△	◎	△	△	労働安全衛生法 第66条の10第3項
	9-1	上記の職員からの面接指導の申出の有無	○	◎	△	△	
10	市が医師から聴取した意見及び市が講じた面接指導実施後の措置の内容	○	◎	△	△	労働安全衛生法 第66条の10第5項、 第6項	

その他	1 1	健康保持増進措置を通じて市が取得した健康測定の結果、健康指導の内容等	△	◎	△	△	労働安全衛生法 第 69 条第 1 項
	1 2	職員から提出された二次健康診断の結果及び労災保険法の給付に関する情報	△	◎	△	△	労働者災害補償保険法 第 27 条
	1 3	治療と仕事の両立支援等のための医師の意見書	△	◎	△	△	
	1 4	通院状況等疾病管理のための情報	△	◎	△	△	
	1 5	健康相談の実施の有無	△	◎	△	△	
	1 6	健康相談の結果	△	◎	△	△	
	1 7	職場復帰のための面談の結果	△	◎	△	△	
	1 8	(上記のほか) 産業保健業務従事者が職員の健康管理等を通じて得た情報	△	◎	△	△	
	1 9	任意に職員から提供された本人の病歴、健康に関する情報	△	◎	△	△	

[注]

- 1 上記表は、取扱いの可能な範囲を定めたものであり、実際の取扱いに当たっては、個々の健康情報等の特性を勘案し、最小限の範囲にとどめるものとする。
- 2 1 から 1 9 までの番号は別表第 1 の項目番号と対応する。
- 3 取り扱う者及びその権限欄の記号は以下を表す。
◎：情報の収集、保管、使用、加工又は消去を行う（1 次情報を直接取り扱う）。
○：担当イからの提供を通じて、取り扱う。
△：情報の収集、保管又は使用を行う。なお、使用に当たっては、職員に対する健康確保措置を実施するために必要な情報が的確に伝達されるよう、医療職が集約・整理・解釈するなど適切に加工した情報を取り扱う。
- 4 8 から 1 0 までについては、別に定める「鹿児島市職員ストレスチェック制度実施要綱」に基づき取り扱う。